

ワイエムリリップカードローンキャッシュバックサービス利用規約（山口銀行）

第1条（目的）

本規約は、当行が利用者に対して提供するワイエムリリップカードローンキャッシュバックサービスの利用に関し、利用者と当行との間に適用されます。利用者は、本規約及び個別規約に従って本サービスを利用するものとします。なお、同一の事項について本規約と個別規約の定めが矛盾・抵触がある場合には、個別規約に定める内容が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1)「当行」とは、株式会社山口銀行をいいます。
- (2)「本ローン」とは、当行が利用者と契約を締結するカードローン「ワイエムリリップカードローン」をいいます。
- (3)「カードローン規定」とは、本ローンにかかる取引に適用されるカードローン規定をいいます。
- (4)「本サービス」とは、ワイエムリリップカードローンキャッシュバックサービス（当行が本ローンと一体で提供するサービスであり、スマートフォンアプリケーション「リリップ」を通じて当行が取得する利用者のスコア等の情報に基づき、当行から利用者へキャッシュバックを提供するサービス）をいいます。
- (5)「リリップ」とは、本サービスに関し、ミッションの提示・実施、スコアの付与・管理・利用及びキャッシュバック申請の操作等を行うために提携事業者が運営・管理するスマートフォンアプリケーションをいいます。
- (6)「利用者」とは、第4条及び第5条に定める手続きを経て、本サービスの利用の登録をした者をいいます。
- (7)「提携事業者」とは、リリップの運営・管理を行う当行が提携する事業者（株式会社ディー・エヌ・エーまたはその承継人）をいいます。
- (8)「ミッション」とは、リリップにおいて当行が利用者に対して提示する課題をいいます。
- (9)「スコア」とは、リリップにおける利用者のミッションの遂行状況や達成結果などに応じて、当行が利用者へ付与するものをいい、キャッシュバック金額を算出するためのリリップレートの設定に使用します。
- (10)「利用者提供等情報」とは、本サービスにおいて利用者が提供、掲載、登録及び記述した情報（リリップを通じて得たミッションの遂行情報や達成結果等を含む）をいいます。
- (11)「融資利率」とは、利用者登録された時点において、当該利用者に対して本ローンの契約上適用されている融資利率をいいます。
- (12)「通信端末」とは、利用者がリリップを利用する通信端末をいいます。
- (13)「個別規約」とは、本サービスに関して本規約を変更・修正・補完等するために当行が別途制定する約款をいいます。

第3条（当行の役割）

当行は、本サービスの利用者に対し、リリップを通じたミッションの提示を行うとともに、第9条に定める方法により利用者へ付与したスコアに応じて、第10条、第11条に定める方法により利用者へキャッシュバックを行います。

第4条（サービス利用条件）

本サービスの利用については、以下の各号の全てが満たされることを条件とします。

- (1)本ローンにかかる基本契約が成立すること。
- (2)本サービスの利用について、当行の承認を得ること。
- (3)リリップの利用について、提携事業者の承認を得ること。

第5条（利用開始について）

前条の利用条件を満たした申込者に対し、当行よりリリップ登録用コード（以下「コード」という）を通知します。利用申込者は当該通知内容に従い、リリップを通信端末にダウンロードした上で、通知を受けたコードを使用してリリップにログインし、利用

者登録を行い、本サービスの利用を開始することとします。またその際、利用者は、リリップの利用に関して提携事業者と利用者との間に適用される、提携事業者が定めるリリップ会員規約に同意するものとします。

第6条（通信端末・ID・パスワード）

利用者の通信端末、本サービスにかかるリリップのID及びパスワード（以下「ID及びパスワード」という）の登録及び利用について、次の各号のとおりとします。

- (1)利用者は、通信端末、ID及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- (2)通信端末については利用者自らがその負担において用意することとします。またリリップのダウンロード、本サービスの利用等の通信にかかる諸費用については、利用者の負担となります。
- (3)利用者は、リリップの利用に必要となるID及びパスワードを第三者に使用または利用させること、第三者に対して貸与、譲渡、売買、及び質入等を行うことはできないものとし、また、利用者は第三者に対してその通信端末を用いてリリップを利用させないものとします。
- (4)当行は、ID及びパスワードを入力した方を利用者本人とみなして本規約及び個別規約を適用します。
- (5)利用者は、本サービスのご利用が終了しない限り、通信端末を第三者に利用させること、第三者に対して貸与、譲渡、売買、及び質入等を行うことはできないものとします。
- (6)通信端末、ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行は、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負いません。
- (7)利用者は、ID及びパスワードを第三者に知られた場合、通信端末を第三者に使用された場合もしくはそのおそれのある場合、またはID及びパスワードが本サービスに関して第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当行及び提携事業者にその旨を連絡するとともに、当行及び提携事業者の指示がある場合にはこれに従うものとします。
- (8)利用者は、定期的にID及びパスワードにかかるパスワードを変更する義務があるものとし、その義務を怠ったことにより損害が生じても当行は一切責任を負いません。

第7条（個人情報等）

利用者の個人情報等の登録及び利用について、次の各号のとおりとします。

- (1)利用者になろうとする方は、当行所定の情報を当行に登録する必要があります。
- (2)当行は、利用者が本サービスの利用にあたり当行に提供した情報（メールアドレス、その使用するスマートフォンに関する情報、その他当行が定める情報）、その他利用者の個人情報並びに利用者の個人情報に基づき作成されたデータ、その他データを以下の目的で利用することができるものとします。
 - イ.本サービスの提供のため
 - ロ.当行及び当行グループの商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - ハ.当行及び当行グループの商品、サービス等の広告または宣伝（電子メールの送信を含む。）のため
 - ニ.本人確認、認証サービスのため
 - ホ.アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - ヘ.アンケートの実施のため
 - ト.懸賞、キャンペーンの実施のため
 - チ.アフィリエイト、ポイントサービスの提供のため
 - リ.マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - ス.決済サービス、物流サービスの提供のため
 - ル.新サービス、新機能の開発のため
 - ラ.システムの維持、不具合対応のため
 - ワ.利用者記述情報の掲載のため
 - カ.研究協力のお願のため

ワイエムリリップカードローンキャッシュバックサービス利用規約（山口銀行）

(3) 当行は、以下に定める場合には、利用者の個人情報等を第三者提供することができるものとします。

- イ. 利用者の同意がある場合
- ロ. 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- ハ. 当行が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
- ニ. 当行に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合
- ホ. 当行の権利行使に必要な場合
- ヘ. 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合
- ト. 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

(4) 当行は、当行グループ内において利用者の個人情報等を共同利用でき、利用者が希望する場合は共同利用の停止ができるものとします。

(5) 当行は、広告等の目的で電子メールその他の広告宣伝物を利用者に送信できるものとします。

(6) 当行は、本サービスの提供のために、本ローン及び本サービスの情報をリリップに連携する必要があるため、本ローン及び本サービスの情報を、提携事業者と以下のとおり共同利用します。

- イ. 共同して利用する情報の項目（以下「本件情報」といいます。）
 - ①コード
 - ②メールアドレス
 - ③カードローンの情報（残高・延滞日数等）
 - ④入金情報（入金日・返済金額等）
- ロ. 共同利用者の範囲
 - 当行及び提携事業者
- ハ. 共同利用者の利用目的
 - 共同利用者は本条第1項第2号に定める目的並びに提携事業者がリリップを運営及び管理する目的並びに法人及び個人を特定しない態様にてリリップのマーケティングに使用する目的のために本件情報を利用します。
- ニ. 本件情報の管理について責任を有する者
 - 当行
- ホ. 本件情報の管理
 - 当行及び提携事業者は「個人情報保護法」に基づき、本件情報の管理・利用に際しては十分な注意および対策を行います。また、ハに定める利用目的以外での本件情報の加工、利用、複写、複製等はいりません。
- ヘ. 共同利用の開始日
 - 利用者の登録日時より

第8条（登録事項の変更）

1. 利用者は、利用者の登録事項に変更があった場合は、当行の定める手続きにより当行に届け出ることとし、届出がない場合、当行は登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。
2. 利用者が登録事項を変更したことを当行に届け出なかった場合、本サービスを利用できなくなることがあります。

第9条（スコア付与）

1. 当行は、当行より利用者に提示するミッションの、利用者による遂行状況や達成結果に応じて、利用者へスコアを付与します。
2. 当行は、ミッション達成状況などに応じてボーナススコアを利用者へ付与する場合があります。
3. 当行または提携事業者は、その判断により、利用者に提示したミッションを中止または取消すことがあります。
4. 本ローンにおいて、ローン返済の延滞が生じた場合、カードローン規定第8条（即時支払）に該当した場合、長期間ミッションの実施をしないなどリリップのご利用がない場合、不正の方法によりミッションが遂行された場合、提携事業者がスコアを取り消すべきものと判断した場合は利用者のスコアは当行所定の方法により減算または失効されるものとします。

第10条（キャッシュバック金額）

【キャッシュバック金額】

以下の計算式にて算出します。

約定返済の利息×（1－リリップレート÷融資利率）

※円単位未満については切捨てとします。

【リリップレート】

ミッションの実施などにより付与されたスコアに応じて下表のレートを適用します。

ステージ	スコア	リリップレート	ステージ	スコア	リリップレート
1	0	14.5%	11	22,000	12.8%
2	100	14.4%	12	26,500	12.5%
3	500	14.3%	13	31,000	12.2%
4	1,000	14.1%	14	36,000	12.0%
5	2,500	14.0%	15	41,000	11.6%
6	4,000	13.9%	16	46,000	11.2%
7	7,000	13.7%	17	51,000	10.8%
8	10,000	13.5%	18	54,500	10.5%
9	13,000	13.3%	19	59,000	10.1%
10	17,500	13.0%	20	63,000	9.7%

第11条（キャッシュバック申請）

1. キャッシュバック金額は月ごとに算出されます。各月のキャッシュバック金額は、各月の約定返済日の3営業日後から2日後に算出されます。（当該算出がされた日を、以下「算出日」という）
2. 利用者はリリップ上においてのみ、キャッシュバックの申請ができるものとします。
3. 利用者が、リリップ上でキャッシュバックの申請ができる期間（以下「キャッシュバック申請期間」という）は、毎月、算出日から1週間が経過するまでとします。利用者が当月のキャッシュバック申請期間内にキャッシュバックの申請をしなかった場合、未申請のキャッシュバック金額は累積するものとし、次月以降のキャッシュバック申請期間において、キャッシュバックの申請をすることができるとします。
4. 利用者は、各月ごとに算出されたキャッシュバック金額の合計額が1,000円以上となるまでは、キャッシュバック金額の申請はできないものとします。
5. 利用者が前各項の規定によりキャッシュバックの申請をした場合、当行はキャッシュバック申請期間終了後、提携事業者よりデータを受領し、当行にて精査の上、利用者の返済用口座へキャッシュバック金額を入金します。なお、前各項の規定にかかわらず、利用者が当行から受けることができるキャッシュバックの金額は当行が利用者の返済用口座に入金した時点で初めて確定するものとします。
6. 本ローンにおいて、ローン返済の延滞が生じた場合には、延滞期間が属する月のキャッシュバック金額は算出されず、利用者は、当月分に対応するキャッシュバック金額を得ることはできないものとします。また、当該延滞が解消し、その旨がリリップに連携されるまでの間は、利用者は、一切のキャッシュバックの申請ができないものとし、既になされたキャッシュバック申請は効力を失うものとします。
7. 本ローンにおいて、ローン返済の延滞が生じ、当該延滞が14日以上連続した場合、カードローン規定第8条（即時支払）に該当した場合、不正の方法により利用者がミッションの遂行、スコアの取得もしくはキャッシュバックの申請を行ったものとして当行が相当と認めた場合または提携事業者が当該利用者についてキャッシュバックの全てにつきこれを認めるべきではないと判断した場合は、利用者のその時点でのスコアその他の利用者がキャッシュバックを受けるための一切の権利及び利益は失効するものとします。
8. 第5項の規定にかかわらず、当行が第5項に基づき利用者へ返済用口座に入金した金額につき、入金時点までに第9条第4項または前項または第14条第1項各号に定める場合に該当したと認められる場合には、当行は当該利用者へ該当するキャッシュバックの金額相当額の返還を請求できるものとします。

ワイエムリリップカードローンキャッシュバックサービス利用規約（山口銀行）

第12条（権利譲渡等の禁止）

利用者は、理由の如何を問わず、本規約上の地位またはスコア、キャッシュバック金額、本サービスにおける権利もしくは義務を第三者に貸与、譲渡、担保提供することはできないものとします。

第13条（利用者提供等情報について）

- 利用者提供等情報に対しては、これらの提供等をした利用者が責任を負うものとします。利用者は以下の情報の提供等を行うことはできません。
 - 真実でないもの。
 - 他人の名誉または信用を傷つけるもの。
 - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害するもの。
 - コンピューターウイルスを含むもの。
 - 公序良俗に反するもの。
 - 法令に違反するもの。
 - 当行の運営するウェブサイト以外へのリンク、URL。
 - その他当行が不適当と判断したもの。
- 当行は、利用者提供等情報が前項に該当した場合、当該利用者提供等情報を削除することができるものとします。
- 当行及び提携事業者は、利用者提供等情報を無償で複製、その他あらゆる方法により利用（委託先に利用させることを含む）することができるものとします。

第14条（利用者登録の取り消し等について）

- 利用者が本サービスに関し、以下のいずれかに該当した場合、当行は、当行の定める期間、本サービスの全部もしくは一部の利用を認めないこと、または本サービスの利用についての承認及び利用者の登録を取り消すこと（以下、総称して「当行措置」という）ができるものとします。
 - その登録事項につき虚偽もしくは不正があり、又は登録事項の変更があったにもかかわらず利用者が第8条に定める届出を行わなかった場合。
 - 本規約、個別規約または提携事業者が定めるリリップ会員規約に違反した場合。
 - 他の利用者、当行または提携事業者に不当に迷惑をかけたときと当行が判断した場合。
 - リリップを利用せずに1年以上が経過した場合または利用者と連絡が取れない場合。
 - 利用者が暴力団その他これらに類する団体、組織に現在関与し、あるいは過去に関与していた場合。
 - 本サービスが不正利用されている疑いがあると当行が判断した場合、もしくはその他当行が不適当と判断した場合。
 - 本ローンについてカードローン規定第8条（即時支払）に該当した場合。
 - 利用者に相続の開始があった場合。
 - 本ローンの契約が解除された場合。
- 前項に定める当行措置を実施する場合、当行はその旨の利用者への事前、事後の通知を要しないものとします。
- 第1項の当行措置により利用者に損害が生じても、当行は、一切責任を負いません。
- 当行が第1項の規定により、本サービスの全部又は一部の利用を認めない期間においては、月ごとのキャッシュバック金額は発生しません。
- 当行が第1項の規定により、利用者の登録を取り消した利用者は本サービスを利用することはできず、また再度本サービスの利用申し込みをすることはできません。ただし、第1項第8号の場合に該当することにより取り消された場合における相続人としての利用者が、別途本ローンに係る取引を行う場合についてはこの限りではありません。
- 利用者の登録の取り消しにより、取り消し時点までに当該利用者に付与されたスコアは失効し、また利用者が既に行っているキャッシュバック申請についても効力を失うものとし、利用者のその時点でのキャッシュバックの権利等は失効するものと

します。

- 利用者からは本サービスの利用停止をすることは出来ません。

第15条（免責事項）

- 本ローンの返済用口座解約等によりキャッシュバック金額が返済用口座に入金できなかった場合は、キャッシュバックの権利等は失効するものとします。
- 当行は、リリップ内において提供される情報に起因して利用者及び第三者に損害が発生した場合でも、責任を負いません。
- 利用者は、自らの責任に基づいてリリップを利用するものとし、当行は、リリップにおける利用者の一切の行為及び以下の事由により利用者及び第三者に損害が発生した場合でも、責任を負いません。
 - 利用者がリリップ内において提供される情報について本サービスの利用に必要な範囲を超えて利用したとき。
 - 利用者の責に帰すべき事由によって、リリップ内において提供される情報が得られなかったとき。
 - リリップ内において提供される情報が消失したとき。
 - 技術及び研究の進展等により、リリップ内において提供される情報に変更が生じたとき。
 - 天災事変その他の不可抗力が発生したとき。
 - リリップの利用期間が終了したとき。
- 当行はリリップの内容、ならびに利用者がリリップを通じて入手した情報について、その完全性、正確性、及び確実性等につき、責任を負いません。
- 利用者は法令の範囲内でリリップを利用するものとします。リリップの利用に関連して利用者が日本及び外国の法令に触れた場合でも、当行は責任を負いません。
- 本規約において当行の責任について規定していない場合で、当行の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当行は、1万円を上限としてその損害を賠償します。
- 本規約の他の規定にかかわらず、当行は、理由の如何によらず、当行の故意または重大な過失により利用者に損害が生じた場合、間接損害、特別損害及び逸失利益を除き、その通常かつ直接の損害を賠償します。
- 当行は本サービスに関して、利用者同士もしくは提携事業者その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて責任を負いません。これらのトラブルについては当事者間で話し合い、訴訟などにより解決するものとします。
- 提携事業者は、メンテナンス等のために、利用者には通知することなく、リリップを停止、変更することがあります。これにより利用者に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
- リリップ内で表示している利用者の本ローンの利用契約情報（以下「ローン契約情報」といいます。）については最新のものではない情報が記載されている場合があります。最新の情報については当行が本ローン利用者向けに提供している方法等により利用者が確認するものとします。ローン契約情報に基づき利用者が本ローンの取引を行ったことにより本ローンの契約違反となる場合を含め、ローン契約情報に基づく利用者の行為により、利用者に損害が生じても当行は責任を負いません。

第16条（サービス規約の変更）

本規約の変更は、次の各号のとおりとします。

- 当行は、本規約の各条項について、法令の変更または監督庁の指示、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。
- 当行は、前号による規約の変更について、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- 前各号による変更は、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとし、公表の日から効力発生日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第17条（サービスの停止または廃止）

本サービスの廃止は、次の各号のとおりとします。

- (1) 当行は、経済・社会情勢の変化等により本サービスの提供を停止または廃止することがあります。
- (2) 当行は、本サービスを廃止する場合は、廃止日の1年より前に店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表するとともに、予め利用者が登録したメールアドレス宛にメールを送信することにより利用者に通知します。
- (3) 当行は、公表、通知した廃止日の到来により本サービスの提供を廃止した場合、キャッシュバックの申請がされていないキャッシュバック金額であって当行が相当と認めた金額を利用者の返済用口座に入金します。また、利用者に付与されたスコアは失効するものとします。
- (4) 本サービスが停止または廃止となった場合でも、本ローンは引き続きご利用いただけます。

第18条（当行からの通知）

1. 当行からの利用者への重要な通知は、予め利用者が登録したメールアドレス宛にメールを送信することにより行います。
2. 利用者がメールアドレスを変更したにもかかわらず、メールアドレスの登録を変更していなかった場合、当行からのメールの受信を拒否していた場合など、当行の責に帰すべき事由以外の事由によりメールが利用者に受信されなかったときには、当行からメールが送信されたときに当該通知が有効になされたものとみなします。

第19条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とします。

第20条（管轄裁判所）

本サービスに関して、当行と利用者との間で訴訟が生じた場合には、当行本店を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上